

9-1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

政策所管局課（室） 国際原子力協力室
 評価年月日 平成17年5月

<p>政策の目的</p>	<p>I A E A等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じた、原子力の平和的利用の確保及び推進</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>(1) 原子力は、エネルギー、医療、農業、工業等の広範な分野において民生利用（原子力の平和的利用）されているが、軍事転用が可能であることから、核不拡散上の懸念が生じることのないよう十分配慮しつつ、原子力の平和的利用を進める必要がある。</p> <p>(2) 我が国においては、原子力発電が総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、平和的目的に限った原子力の利用を確保しつつ、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を行うことが求められている。</p> <p>(3) 原子力の平和的利用を進める上で不可欠である原子力安全、核セキュリティ上の措置を推進・強化していくことが、国際社会全体の課題となっている。</p> <p>(4) 核不拡散上の懸念が生じることのないよう十分配慮しつつ、原子力の平和的利用により得られる利益を各国が共有していくことが求められている。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 原子力の平和的利用を確保しつつ、核物質、原子力関連品目・技術等の移転、原子力の研究・開発等を行うための二国間・多数国間の国際約束、その他合意文書の締結及び運用。</p> <p>(2) 核物質を含む放射性物質の輸送に対する沿岸国からの理解を得るための外交努力。</p> <p>(3) 原子力の安全とセキュリティの維持・強化のための国際的取り組みの強化。</p> <p>【必要性】</p> <p>(1) 原子力が軍事転用可能であることを踏まえれば、核物質、原子力関連品目・技術等の移転、研究・開発等に係る国際協力が厳に平和的目的に限って行われることを確保するための国際約束その他の国際合意文書を策定・運用していくことが不可欠。</p> <p>(2) 放射性物質の輸送は原子力エネルギーの長期的な安定供給の観点から不可欠であり、沿岸国の理解を得つつ、放射性物質の輸送を円滑に行う必要がある。</p> <p>(3) 原子力関連施設の事故等による影響にかんがみれば、原子力関連施設等の安全の確保、効果的な管理は、国際社会全体の関心事であり、原子力安全・核セキュリティ上の措置の推進・強化に向けた国際的な取り組みが必要。</p> <p>(4) 原子力は、エネルギー、医療、農業、工業等の広範な分野において多大な利益をもたらしており、国際社会全体の利益の向上の観点から、原子力の平和的利用に係る国際協力を進めることが必要。</p>
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>【考え方】</p> <p>(1) 核物質、原子力関連品目・技術等の移転、研究・開発等に係る国際協力が厳に平和的目的に限って行われることを確保すべく、二国間原子力協定等の国際約束、その他の合意文書の策定・締結や、効果的な運用等を行っていく。</p> <p>(2) 放射性物質の輸送に対する理解の増進に向けて、沿岸国政府との協議、関係者の招聘を着実に実施していく。</p> <p>(3) 原子力安全・核セキュリティ上の措置の推進・強化に向けて、多数国間条約、ガイドライン等の策定、国内における実施、諸外国における取り組みへの協力等を行っていく。</p> <p>(4) 医療分野を始め原子力の平和的利用から得られる利益の共有・増進に向けた技術協力等を行っていく。</p> <p>【目的と手段】</p> <p>(1) 核物質、原子力関連品目・技術等の移転等が厳に平和的目的に限って行われることを確保する上では、外交ルートを通じて調整を行うことが適当。</p> <p>(2) 沿岸国政府との協議、関係者の招聘は、放射性物質の輸送についての我が方の立場や取り組みを伝える重要な機会であり、沿岸国の理解を深める上で有効な手段。</p> <p>(3) 原子力安全や核セキュリティ上の措置については、国際社会全体の課題であるとともに、専門的な知見が必要であることから、I A E A等の国際機関における協議、I A E Aを通じた協力が適当。</p> <p>(4) 医療分野等への原子力の応用については、専門的知見や経験を有する関係者、国際機関等を通じ</p>

	た技術協力が有効な手段。																						
外部要因	<p>(1) 核物質、原子力関連品目・技術等の移転に係る国内外のニーズに影響を受ける。</p> <p>(2) 沿岸国の国内政治事情等の影響を受ける。</p> <p>(3) 効果的な技術協力を実施するには、省内のみならず省庁横断的施策が重要。</p>																						
投入資源	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2">予算</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>2.4</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算 単位：百万円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">* 原子力安全関連拠出金</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">590.1</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>* 核物質等テロ行為防止 特別基金拠出金</td> <td style="text-align: center;">19.3</td> <td style="text-align: center;">17.4</td> </tr> <tr> <td>* 国際原子力機関拠出金 (RCA)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">8.8</td> </tr> <tr> <td>* 国際会議参加費</td> <td style="text-align: center;">19.4</td> <td style="text-align: center;">20.5</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>11.8</td> <td>機構改革後(9人)</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分職員数 単位：人</p>	予算	平成15年度	平成16年度	1.5	2.4	* 原子力安全関連拠出金	590.1	0	* 核物質等テロ行為防止 特別基金拠出金	19.3	17.4	* 国際原子力機関拠出金 (RCA)	0	8.8	* 国際会議参加費	19.4	20.5	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度	11.8	機構改革後(9人)
予算	平成15年度		平成16年度																				
	1.5	2.4																					
* 原子力安全関連拠出金	590.1	0																					
* 核物質等テロ行為防止 特別基金拠出金	19.3	17.4																					
* 国際原子力機関拠出金 (RCA)	0	8.8																					
* 国際会議参加費	19.4	20.5																					
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度																					
	11.8	機構改革後(9人)																					
政策の評価	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質・原子力関連資機材の円滑な移転の実施状況 ・原子力の平和的利用確保のための国際協力の進展状況 ・原子力の平和的利用のための我が国の貢献状況 																						
①【政策の目的達成状況】	<p>(1) 放射性物質・原子力関連資機材の円滑な移転の実施</p> <p>(イ) 欧州より我が国への高レベル放射性廃棄物の海上輸送が円滑に行われた(平成17年2～4月)。</p> <p>(ロ) 平成16年度において、100件以上の原子力関連品目・技術等の輸出入に関する二国間原子力協定等に基づく外交手続きを実施。</p> <p>(2) 原子力の平和的利用確保のための国際協力の進展状況</p> <p>(イ) 平成16年9月のIAEA総会決議における放射性物質輸送を巡る調整が円滑に行われた。</p> <p>(ロ) 日豪協議を通じ、日豪原子力協定の運用面の一部につき共通理解に達し、日豪協定の運用がより円滑に実施されることとなった(平成16年9月)。</p> <p>(ハ) 核テロ防止は原子力の平和的利用を確保する上で不可欠な多国間条約であることから、我が国を含むG8等の働きかけの結果、国連総会において核テロ防止条約が採択された(平成17年4月)。</p> <p>(ニ) 放射線源の管理は、核テロ防止の観点から極めて重要な多国間の取り組みであり、我が国は、IAEA理事会にて承認された放射線源の管理を強化する「輸出入ガイダンス」を積極的に支持した(平成16年9月)。</p> <p>(ホ) 核物質防護条約は、核セキュリティの国際的な強化を図る上で重要な多国間条約であり、我が国は、その強化のための改正案を、見解を共にする他の諸国と共同提案した。この結果、改正の検討のための外交会議が平成17年7月に開催されることとなった。</p> <p>(ヘ) 事故対策への日頃の備えを通じ、関西電力美浜原子力発電所2号機事故の際には、迅速な対応をとることが出来た(平成16年8月)。</p> <p>(3) 原子力の平和的利用のための我が国の貢献</p> <p>日本の医療分野、特に癌の放射線治療の技術が高く評価され、平成17年よりRCA(アジア・太平洋地域における原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のために地域協力協定)に関する医療分野でのリードカンントリーに選出された。我が国はアジア・太平洋地域における癌の放射線治療技術の向上に貢献。</p>																						

<p>②【目的と手段の関係の適切性】</p>	<p>(1) 平成17年2月～4月の欧州より我が国への高レベル放射性廃棄物の海上輸送は円滑に実施されたことから、原子力分野における関係国との対話・協力は適切な手段であった。</p> <p>(2) 二国間協定等に基づく核関連品目・技術の輸出入に関する外交手続きを実施した結果、100件以上の輸出入案件が円滑に実施できたことから、二国間協定関係国との外交的な協力関係の維持・強化は適切な手段であった。</p> <p>(3) 多国間協議の場で、放射性物質の輸送等に関する我が国の立場を反映していく上で、沿岸国・輸送国との外交的な協力関係の維持・強化は適切な手段であった。</p> <p>分析 国際約束の分野、特に多国間条約の分野で進展がみられ、核テロ防止条約の正式署名・批准、核物質防護条約改正案の妥結、その後の締結に向けた作業を早急に実施していく必要がある。また、二国間協定の分野では、日本とEUとの資機材の移転の際の平和的利用の保障を得る枠組みである日・ユーラトム協定の締結に向けた交渉を進めていく必要がある。そのため、今後作業量の増加が見込まれる。</p>								
<p>③【今後の課題】</p>	<p>(1) 日・ユーラトム協定の締結、核テロ防止条約の締結、また、核物質防護条約改正の早期妥結・締結に向けた作業量に対応するための担当官の増員が課題。</p> <p>(2) 放射性物質輸送に関する沿岸国からの継続的な理解を得るためには、省内関係課と連携し、如何に木目の細かい外交的な対応ができるかが課題。</p>								
<p>④【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】</p> <p>政策の重点を原子力の平和的利用の前提となる多国間協定・条約の早期締結にシフトする。放射性物質輸送については引き続き積極的な働きかけを実施する。</p> <p>【事務事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放射性物質輸送の安全で円滑な実施のための外交的対応 → 今のまま継続 ●多数国間協定締結にむけた取り組み → 拡充強化 ●二国間原子力協定に基づく協力 → 拡充強化 ●原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA（医療について）） → 今のまま継続 ●IAEA及び国内関係者との事故訓練を通じた、原子力事故関連2条約上の義務の履行による緊急体制の維持、強化 → 今のまま継続 <p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1" data-bbox="395 1256 1433 1339"> <tr> <td></td> <td>概算要求</td> <td>機構要求</td> <td>定員要求</td> </tr> <tr> <td>反映方針</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </table>		概算要求	機構要求	定員要求	反映方針	○	—	○
	概算要求	機構要求	定員要求						
反映方針	○	—	○						
<p>第三者の意見</p>	<p>京都大学法学部教授：浅田 正彦</p> <p>(1) わが国では、総発電量の3割が原子力発電によってまかなわれており、原子力の平和利用が支障なく行われることは、まさに国益に直結する重要事項である。しかし、同時に、同じ核物質が核兵器の製造やテロ行為にも使用されうることから、いかにそれらを防止しつつ、原子力の平和利用を推進していくかが重要な課題となっている。その意味で、二国間および多数国間の関連条約・取決めの締結やその円滑な運用を担当する国際原子力協力室には、そのような課題の実現に当たって中核的な役割を果たすことが期待されている。</p> <p>(2) 原子力関連の移転情報は、それ自体機微な側面を有していることから、同室の活動のジビリティは決して高くないが、昨年度に原子力関連品目・技術等の輸出入にかかる100件以上の外交手続きが実施されたとの報告は、原子力協定等の実施が円滑に行われている証左であると考えられることでもある。しかしそのような判断を確実に行うことのできる背景情報や関連情報が不十分であるのも事実であり、機微情報を開示しない形での関連情報の提供に工夫が望まれる。</p> <p>(3) 今後については、本年4月に採択された核テロ防止条約の締結作業や、核物質防護条約の改正交渉などを、最も重要な直近の課題として挙げることができるが、中長期的には、原子力損害賠償関連の諸条約への加入問題や、将来の原子力の国際展開を睨んで、わが国が主要な供給国となる場合を想定した非核兵器国との間の原子力協定の内容などについて、詰めた検討がなされるべきと考える。</p>								
<p>評価総括組織のコメント</p>	<p>・ わが国の原子力の平和的利用にとって極めて重要な放射性物質・原子力関連資機材等の円滑な移転に向けた国際協力を含め、着実な成果をあげている。</p>								

	<ul style="list-style-type: none">・ 目的の設定の関係で分析が難しいが、政策目的に照らしての評価の切り口に沿って実績が説明されている。また、第三者にコメントを求めることにより評価に信頼性を高める努力がなされている。・ 政策・事業の方向性は明らかであるが、政策目的に対する大局的な今後の課題が明確でない。外交上の目標、必要な政策についての工夫が必要である。
--	---

事務事業の評価

事務事業名	●放射性物質輸送の安全で円滑な実施	
事業の内容及び必要性	<p>(1) 資源に乏しい我が国は、原子力発電によるエネルギー供給に活動の多くを依存しており、エネルギーの長期的な安定供給の確保が不可欠である。そのため、原子力発電所の使用済核燃料を再処理し、再度燃料として利用する「核燃料サイクル政策」を基本政策としている。我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として順次我が国に返還されることになっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠となっている。</p> <p>(2) 放射性物質の海上輸送の実施にあたり、国際法の原則として、すべての国の船舶は、領海においては無害通航権が、排他的経済水域および公海においては航行の自由が認められている。しかしながら、万一の輸送中の事故の悪影響を懸念する沿岸国より、現行国際法の枠組みを超える情報提供や補償措置の一層の拡大についての要求や安全性についての放射性物質の海上輸送に対する懸念が表明されてきているこのため、これら沿岸国に対し我が国にとっての放射性物質輸送の必要性及び放射性物質輸送の安全性につき説明を行う、緊密な対話を通じて理解を増進する等、外交上の措置を継続する必要がある。</p> <p>(3) 沿岸国との協議については、平成16年1月にニュージーランド、同年3月にバヌアツ、同年5月及び7月には太平洋諸島フォーラム(PIF)事務局長、同年7月にチリ、8月にサモア、10月にドミニカ共和国及びパナマ、2005年2月にはジャマイカとの協議の機会に、我が国の立場及び輸送の安全性につき説明を行っている。</p> <p>(4) 平成16年12月、ウルフ・ジャマイカ外務省国際局長(次官補・大使)を招聘</p>	
具体的成果	<p>(1) 過去、国際原子力機関(IAEA)等における国際会議などの様々な機会に、放射性物質輸送に関し沿岸国より懸念が表明されているが、輸送の必要性や安全性については一定程度の理解を得られてきている。</p> <p>(2) 平成17年2月～4月に欧州より我が国に対し放射性物質の海上輸送が円滑に実施された。</p>	
総合的評価	結果	<p>○拡充強化 <input checked="" type="radio"/>今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：英仏から我が国への輸送は今後も継続されるので、今のまま継続が適当。)</p>
	理由	<p>放射性物質の海上輸送は、これまで安全裡かつ円滑に実施されてきており、今後も継続的に円滑に実施していくためには、輸送沿岸国の懸念への対応に向けた長期的な取組などが必要であり、本事業を継続していく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	●核セキュリティ対策を含む原子力の平和的利用のための国際協力に係る多国間協定締結に向けた取組及び現行協定の運用等	
施策の内容及び必要性	<p>原子力の平和的利用のためには国際協力に係る多数国間協定の締結（現行協定改正を含む）及び現行協定上の義務の着実な履行が必要である。具体的には協定締結・改正に向けた交渉、協定締結・改正受諾のための国内官庁との調整作業等。平成16年度に行った主な施策は以下のとおり。</p> <p>(1) 核物質防護条約改正、核テロ防止条約締結、余剰プルトニウム処分に係る多国間協定締結のための交渉</p> <p>(2) 原子力損害賠償関連条約加入に関し引き続き検討</p> <p>(3) 原子力安全条約、廃棄物等安全条約締約国会合に対応。平成17年4月の第三回原子力安全条約締約国会合においては、国別報告書提出、組織会合対応等。平成18年5月の第二回廃棄物等安全条約締約国会合に向けて国別報告書作成作業開始。</p> <p>(4) IAEAの放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範、同規範実施のための放射線源の輸出入に関するガイダンス等についての国際会議における調整、国内的履行に向けた関係省庁との調整。</p>	
具体的成果(有効性)	<p>核セキュリティ分野での主要な懸案となっていた核テロ防止条約と核物質防護条約改正について平成16年度後半に大きな進展が見られた。</p> <p>(1) 核テロ防止条約については、平成10年に草案の交渉が行われて以来大きな進展がなかったが、我が国も交渉妥結に向けて他のG8諸国と協調し、平成17年4月、国連第六委員会の下のアドホック委員会で実質妥結し、同月13日に国連総会にて採択された。</p> <p>(2) 核物質防護条約強化のための改正については、我が国を含む共同提案国の改正案が平成16年7月にIAEA事務局長より全締約国に回付され、平成17年2月に現行条約第20条の必要な要件（締約国の過半数の賛同）を満たしたため、改正の検討のための外交会議（平成17年7月）への参加招請が行われた。</p>	
総合的評価	結果	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充強化 <input type="radio"/> 今のまま継続 <input type="radio"/> 内容の見直し <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針： 今後改正案交渉（核物質防護条約）、早急な署名、締結に向けての国内調整作業（核テロ防止条約）などが求められ、右に対応可能な体制を構築していく必要がある。)</p>
	理由	<p>核テロ防止条約、核物質防護条約改正について、現下の国際的な対テロ措置強化の流れの中にあつては、国際的なテロ対策を重視するとともに、多くの原子力施設を擁し、多くの核物質を常時保持している我が国としては、早急な締結、受諾を検討することが適当と考えられる。</p>

事務事業の評価

事務事業名	●二国間原子力協定に基づく協力の推進および二国間原子力協議の実施	
施策の内容及び必要性	<p>(1) 二国間原子力協定等に基づき、我が国への核物質等の移転に係る外交手続を行った。これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸出入上不可欠なものである。</p> <p>(2) 二国間原子力協定等に基づき、我が国から原子力関連品目・技術の移転に係る外交手続を行った。これは、我が国由来の原子力関連品目・技術の平和的利用等を確保し、移転を可能とする上で不可欠である。</p> <p>(3) 二国間原子力協議は、二国間協定の円滑な運用、両国の原子力政策、他国との原子力協力等について相互の認識を深める重要な機会となる。</p>	
具体的成果(有効性)	<p>(1) 二国間原子力協定等に基づく我が国から原子力関連品目・技術の移転に係る在外公館を通じての外交手続の実施は、原子力の平和的利用を確保する上で有効であった。平成16年度においては、100件以上の原子力関連品目・技術の輸出入の際に、二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施し、円滑な輸出入を確保した。</p> <p>(2) 2004年9月、東京にて開催された日豪原子力協議において、両国間の原子力協定上の更なる促進、核不拡散の堅持・強化に向けた取組の促進等につき確認される等の有益な成果があった。</p>	
総合的評価	結果	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充強化 <input type="radio"/> 今のまま継続 <input type="radio"/> 内容の見直し <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針： 引き続き、原子力の平和的利用に係る円滑な協力を推進していく。)</p>
	理由	<p>二国間原子力協定の運用などにより、原子力発電用の核物質等の輸入や原子力関連品目・技術の輸出を行うなど、これまで、発電など原子力の平和的利用が円滑に推進されるとの効果をj得ている。我が国は、今後も、発電などのため原子力の平和的利用を行う必要があり、また、原子力関連品目・技術の移転も継続することが見込まれることから、引き続き核不拡散を確保しつつ円滑に協力を進める必要があり、また、そのための原子力協議を行う必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	●「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」(RCA: Regional Cooperative Agreement for Research, Development and Training Related to Nuclear Science and Technology)	
施策の内容及び必要性	(1) 本協定は、IAEA活動の一環として、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する共同の研究、開発及び訓練の計画を、締約国間の相互協力及びIAEAとの協力により、適当な締約国内の機関(我が国の場合は、日本原子力研究所、放射線医学総合研究所等)を通じて、促進及び調整することを目的としている。我が国は本協定及びIAEA技術協力を通じ、原子力平和的利用のための国際協力を推進している。 (2) 平成16年4月、マレーシアにおいてRCA政府代表者会合が開催された。	
具体的成果(有効性)	(1) 放射線防護の分野においては、我が国が域内先進国としてトレーニングコースを開催する等して当該地域の放射線防護レベルの向上に寄与した。 (2) 医療分野においては、平成17年より、我が国は主導的役割を務めるリードカントリーに選出され、子宮頸部ガンの放射線治療に関し、域内のニーズ調査、治療法の改善等の推進を行った結果、徐々にではあるが、治療技術の向上が認められ、協定上の目的を達成しつつある。	
総合的評価	結果	○拡充強化 <input checked="" type="radio"/> 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止 (具体的対応方針: 特に、医療分野の国内支援体制を構築し、拡充強化する。)
	理由	平成17年より、我が国が医療分野のリードカントリーを務めることが正式に決定され、協定加盟国の放射線治療等の現状把握に努め、早急に、地域にふさわしいプログラムの立案に資することが必要。

事務事業の評価

事務事業名	●IAEA及び国内関係者との事故訓練を通じた、原子力事故関連2条約上の義務の履行による緊急体制の維持、強化	
施策の内容及び必要性	(1) 原子力事故の早期通報に関する条約上、国境を越える影響を伴う原子力事故が発生し、他国がその影響を受け、あるいは受ける恐れがある場合には、IAEA及び当該国に対し、通報する義務が生じる当省は、主に関係省庁からの情報収集及び、関係国際機関への情報伝達の役割を果たすことが求められている。 (2) 我が国では、原子力災害発生時の円滑な対応に向けた体制整備の一環として、原子力災害特別措置法第13条に基づき、原子力防災訓練が行われている。当省は、原子力事故関連2条約に基づく通報義務の履行や援助要請の対応を行う役割が求められている。 (3) 上記条約の締約国を支援する目的を以て、IAEAは加盟国に対し、定期的に事故訓練を行っており当省は関係省庁と連携しつつ、IAEAとの連絡役を務めている。	
具体的成果(有効性)	(1) 平成16年度の原子力防災訓練は11月1～2日に予定されていたが、10月24日に発生した新潟県中越地震の発生に伴い中止となった。 (2) IAEAとの事故訓練については、平成16年度は4回行われ、IAEAとの緊急体制が維持、強化された。本件訓練では、当省がIAEAとの窓口となり、国内関係省庁との連絡調整を行った。 (3) 平成16年8月に発生した美浜原子力発電所事故に際しては、これまで維持されてきた国内緊急体制及びIAEAとの緊急体制の枠組みを通じ、IAEAへの通報、在外関係公館、在京外交団・外国プレスへの情報提供等の迅速な対応を行った。	
総合的評価	結果	○拡充強化 <input checked="" type="radio"/> 今のまま継続 ○内容の見直し ○縮小 ○中止・廃止
	理由	今後とも事故訓練を継続していくことは、原子力災害発生時の円滑な対応を維持していくために極めて重要。

【参考資料】

- 日本の軍縮・不拡散外交(平成16年4月)
- 原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(平成12年11月)
- 平成16年版原子力白書(平成17年3月)
- 原子力2004(平成16年10月)

9 - 2 科学技術に係る国際協力の推進

政策所管局課（室） 国際科学協力室
 評価年月日 平成 17 年 6 月

政策の目的	我が国及び国際社会の科学技術発展																															
政策の背景・概要と必要性	<p>【背景】</p> <p>科学技術は経済・産業や国の安全保障、人類の生活と福祉の発展を支える基盤的要素であり、また、21世紀の国際社会は地球規模の諸課題の解決のために科学技術を駆使し協力して取り組むことが求められている。</p> <p>【概要】</p> <p>外務省はこのような観点から、外交を通じた各国との科学技術協力と交流の促進に努めるとともに、軍縮・不拡散や環境等の国際的諸課題の解決という外交目的を科学技術の活用により達成することを目指す。そのために(a)二国間科学技術協力（米、仏、豪等との二国間科学技術協力協定に基づく政府間協議開催等）の実施、(b)国際熱核融合実験炉（ITER）の実施に向けた関係国との協力、(c)国際宇宙基地（ISS）協力（各国との法的枠組みにおける調整業務）、及び(d)国際科学技術センター（ISTC）への支援などを重点的に行っている。</p> <p>【必要性】</p> <p>各国が個別に保有する科学技術上の知見・経験を二国間の枠組みや多国間プロジェクトを通じて集約ないし補充し合うことで、特定の科学上の課題に対するより効率的・効果的な取り組みが可能になり、科学技術の発展が促進されることになるので、条約作成や多国間プロジェクトの実施を外務省が政策として推進する必要性がある。これを通じて我が国の技術力をアピールしてこの分野における我が国の指導力を発揮する効果も期待される。</p>																															
目的達成のための考え方	<p>上記のような観点から、科学技術の一層の発展と応用を目指し、個々の協力案件を推進するために二国間科学技術協力協定のような国家間の枠組みを整備し各国との二国間協力を進めるとともに、ITERやISSなど一国では実施できない大規模な国際科学プロジェクトや、ISTCなど国際社会の平和的発展にとって重要なプロジェクトの実施を促進するため、多国間の国際協力を積極的に進めていくことが重要である。</p>																															
外部要因	<p>本件政策の推進にあたっては、科学技術に関する知見を牽引し我が国の科学技術政策の策定や実施に関与している国内他省庁の動向が重要な外部要因となることから、これらとの密接な協議と連携が必要である。</p> <p>また本件政策で多国間で行われるものについては、我が国の政策以外の外部要因が影響を与える点が存在する。例えば ITER 計画においては、参加6極（日、米、韓、EU、露、中）の中でサイト地の決定をめぐる意思統一に時間を要したことなど、6極内の他国の政策動向が大きな要因となっている。ISS 計画においては、主要な輸送手段を米国スペースシャトルに依存しているが、2003年2月のシャトル事故を受けたシャトル運行の一時停止、それに伴うISS計画の見直し等に大きく影響を受けるなどの外部要因が存在する。</p> <p>一方、ISTC においては、国際テロ組織等、不拡散をめぐる新たな脅威が表面化していることから、こうした動向に注意する必要がある。</p>																															
投入資源	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">平成 15 年度</th> <th style="width: 35%;">平成 16 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">予算</td> <td style="text-align: center;">16.5</td> <td style="text-align: center;">16.6</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (注) 本省分予算 単位：百万円 </td> </tr> <tr> <td>国際会議参加費</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td>北太平洋海洋科学機関拠出金(PICES)</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>国際科学秘術センター拠出金(ISTC)</td> <td style="text-align: center;">147</td> <td style="text-align: center;">89</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td style="text-align: center;">平成 15 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 16 年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (注) 本省分職員数 単位：人 </td> </tr> </tbody> </table>			平成 15 年度	平成 16 年度	予算	16.5	16.6	(注) 本省分予算 単位：百万円			国際会議参加費	25	24	北太平洋海洋科学機関拠出金(PICES)	8	9	国際科学秘術センター拠出金(ISTC)	147	89				人的投入資源 (定員ベース)	平成 15 年度	平成 16 年度		7	8	(注) 本省分職員数 単位：人		
	平成 15 年度	平成 16 年度																														
予算	16.5	16.6																														
(注) 本省分予算 単位：百万円																																
国際会議参加費	25	24																														
北太平洋海洋科学機関拠出金(PICES)	8	9																														
国際科学秘術センター拠出金(ISTC)	147	89																														
人的投入資源 (定員ベース)	平成 15 年度	平成 16 年度																														
	7	8																														
(注) 本省分職員数 単位：人																																

<p>政策の評価</p> <p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展 ・ ITER計画参加 6 極の枠組みを通じた同計画実施の進捗状況 ・ ISS計画の進展を確保するための外交上の措置の実施状況 ・ ISTCを通じた大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的計画への転換状況 <hr/> <p>(1) 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展</p> <p>二国間協力においては、平成 16 年には、英国、ノルウェー、フィンランド、オーストラリア等との間で科学技術関連の会合を行い、協議・意見交換を行った。また、欧州連合（EU）との科学技術協力協定案も交渉中であるほか、新たにスイスとの間で協定締結交渉を開始することに合意した。このように、二国間協力においては既存の協力関係の維持・発展と、新たな協力関係の開拓という形で政策目的の達成に貢献した。</p> <p>(2) ITER計画参加 6 極の枠組みを通じた同計画実施の進捗状況</p> <p>ITER 計画においては、平成 16 年度は日・EU 間で ITER ホスト国の誘致合戦が繰り広げられ、外務省としても様々な機会を利用し関係国に対し状況説明や働きかけを行った。この間の成果もあって、平成 17 年度はサイトが決定される見込みである。このように、6 極の枠組みを通じた ITER 計画実現を引き続き追求することで、ITER 実施に向けた進展につながる政策目的への貢献があった。</p> <p>(3) ISS 計画の進展を確保するための外交上の措置の実施状況</p> <p>ISS 計画においては、米国のスペースシャトル事故を契機として ISS 計画の見直しが行われてきたが、この過程で我が国が不利益を被ることがないよう、多数者間調整委員会や宇宙機関長会議での動向を現行の法的枠組みの観点から注視するよう努めるなどして、引き続き ISS 計画を通じた政策目的の達成が可能になるよう努めた。</p> <p>(4) ISTCを通じた大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的計画への転換状況</p> <p>ISTC においては、支援極全体では、これまでに 600 億円の支援が行われ、延べ約 5 万 8 千人の大量破壊兵器関連研究者・技術者が平和目的のプロジェクトに従事する事ができ、関連技術の不拡散・ロシア・NIS 諸国の平和的発展に貢献している。</p>
<p>【目的と手段の関係の適切性】</p>	<p>二国間の科学技術協力協定などを通じた協力は、我が国と個別の外国との間での科学技術協力を推進するための基礎的枠組みであり、協定に基づいた定期的な会合の開催や協力活動の促進等を通じて、我が国及び国際社会の科学技術発展という上記政策目的の推進のより効果的かつ継続的な実現が期待される。</p> <p>また ITER は、エネルギー問題という全世界が直面している問題に対処するため、環境への負荷が少なく、人類の恒久的エネルギーとして期待される核融合エネルギーの科学的・技術的可能性を実証することを目的としている。このようなグローバルな問題に対しては国際的な枠組みの下で行うべきものであり、これによって国際社会の科学技術発展に資することが期待される。</p> <p>ISS についても、各国が保有する宇宙関連科学技術上の利点を集約させる形で参加各国全体により有益な成果が得られることが期待されることから、その法的枠組みを調整・整備することは、国際社会の科学技術発展に資するものと考えられる。</p> <p>ISTC については、軍縮・不拡散に加え、関連諸国との国際的科学技術協力を促進する事にもつながっている。</p> <p>以上の結果、我が国及び国際社会の科学技術発展という政策目的の達成のために選択した上記の手段は適切であったと考えられる。</p> <hr/> <p>分析</p> <p>二国間、多国間の国際協力の枠組みは、上記の各施策を通じて我が国及び国際社会の科学技術の発展に結びついているものと考えられる。</p>
<p>【今後の課題】</p>	<p>二国間科学技術協力においては、既存の科学技術協力協定を通じた活動と対話を引き続き活性化して維持していくとともに、今後我が国との科学技術協力協定を新たに希望する国とは、協定に基づいた定期的な会合の開催や協力活動の促進等といった協定の役割に鑑み、積極的に協定締結交渉を進めて行く必要がある。</p> <p>ITER 計画においては、平成 17 年度はサイトが決定され、ITER 機構設立協定交渉及び ITER 本体の建設開始などの具体的進展が想定されることから、日本国内においても具体的な実施体制への移行が今後の課題となることが予想される。特にほとんど前例のない国際的な大規模科学プロジェクトである</p>

	<p>ITER計画を円滑に推進していくためには、その枠組み整備が大変重要な課題であり、条約作成における外務省の積極的な取り組みが必要である。</p> <p>ISS計画においては米スペースシャトルの飛行再開に伴う活動の活発化に応じ、日本としても同計画における我が国の権利・義務を確保するため、会議等の種々の機会を通じて同計画の重要性を主張していく必要がある。</p> <p>ISTCについては、支援により培ってきた科学技術交流の発展・強化、民間企業によるパートナープロジェクトの促進のための両者間の連絡・調整等の一層の円滑化が求められる。</p>																
<p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】</p> <p>安定した実績を維持している二国間政府対話と ISTC については継続とし、次年度以降事業の本格的始動に入ることが予想される ITER、並びに再活性化が予想される ISS については、重点項目として補充強化の方向で検討する。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0" data-bbox="391 607 1471 748"> <tr> <td>米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>国際熱核融合実験炉（ITER）計画の実現に向けた国際協力の推進</td> <td>内容の見直し</td> </tr> <tr> <td>国際宇宙基地（ISS）の活用を通じた科学技術協力の強化</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>国際科学技術センター（ISTC）の活用を通じた科学技術協力の強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table> <p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1" data-bbox="395 831 1433 965"> <tr> <td></td> <td>概算要求</td> <td>機構要求</td> <td>定員要求</td> </tr> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の強化	今のまま継続	国際熱核融合実験炉（ITER）計画の実現に向けた国際協力の推進	内容の見直し	国際宇宙基地（ISS）の活用を通じた科学技術協力の強化	拡充強化	国際科学技術センター（ISTC）の活用を通じた科学技術協力の強化	今のまま継続		概算要求	機構要求	定員要求	反映方針		-	
米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の強化	今のまま継続																
国際熱核融合実験炉（ITER）計画の実現に向けた国際協力の推進	内容の見直し																
国際宇宙基地（ISS）の活用を通じた科学技術協力の強化	拡充強化																
国際科学技術センター（ISTC）の活用を通じた科学技術協力の強化	今のまま継続																
	概算要求	機構要求	定員要求														
反映方針		-															
<p>第三者の意見</p>																	
<p>評価総括組織のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間での科学技術協力の拡充が図られるとともに、国際的な計画・枠組に関しても着実な進展が見られる。 ・ 目的の設定の関係で分析は難しいが、目的に照らしての評価の切り口に沿って成果を意識した実績の説明がなされている。第三者の意見の活用がなされていない。 ・ 今後の課題、評価を踏まえた政策の方向性は明確であり、かつ概ね妥当であるが、更なる重点化が必要である。 																

事務事業の評価

事務事業名	米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の強化	
事業の内容及び必要性	<p>科学技術の二国間協力推進のため、日本は、各国と科学技術協力協定を締結しており、協定に基づく定期的な政府間会合等を通じて、科学技術政策及び諸課題に関する意見交換や、具体的な共同研究案件についての協議を行っており、外務省は個別の科学技術協力を実施する国内他省庁をとりまとめて他国との協議枠組みを調整・提供し、対話を主導している。</p> <p>科学技術協力協定などを通じた二国間協力は国家間の科学技術協力を一般的枠組みを与えて制度的に実施していくための重要な手段であり、この枠組みを通じて共同プロジェクトの実施、対話を通じた情報交換・認識の共有・今後の課題の確認が可能になるなど、我が国及び国際社会の科学技術発展という政策目的の達成に欠かせない手段である。</p>	
具体的成果	<p>二国間協力においては、平成16年には、英国、ノルウェー、フィンランド、オーストラリア等との間で科学技術関連の会合を行い、将来の協力活動、研究者交流などについて協議・意見交換・議論が行われ、各国との協力関係が維持・強化された。とりわけ、ナノテクノロジーやライフサイエンス等の高度な科学技術分野に関して意見交換がなされ、将来の日本の科学技術の促進に役立つことが期待される。また欧州連合（EU）との科学技術協力協定案も交渉中であるほか、新たにスイスとの間で協定締結交渉を開始することに合意し、一層の協力促進を図ることとなった。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：平成17年度においては伊、米、韓、独、仏、瑞、蘭などとの合同委員会開催が予定されている）</p>
	理由	<p>二国間の合同委員会は各国毎に概ね2～3年間隔で開催されているところ、引き続き各国との合同委員会を開催して二国間協力を促進する。</p>

事務事業の評価

事務事業名	国際熱核融合実験炉（ITER）計画の実現に向けた国際協力の推進	
施策の内容及び必要性	<p>ITER計画は、事実上無限で地域的偏在のない、そして安全かつ環境への負荷が少ないエネルギー源を獲得することを目指す国際協力プロジェクトである。資源の少ないわが国が、人類の恒久的なエネルギー源として期待される核融合エネルギーの研究開発において主導的な役割を果たすため、政府はITER建設地をわが国に誘致することを表明（平成14年5月）し、在京外交団へのブリーフィング、在京特派員による六ヶ所村プレス・ツアーの実施といった誘致のための努力や、在外公館を通じた各国要人への働きかけ等を実施した。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>「核融合エネルギー」利用の実現を目指して、日・米・EU・ロシアの協力でITER工学設計活動（EDA）を進め、ITERの詳細設計仕様をまとめた。特にわが国の設計チームは最終設計報告書に記載されている、コンパクト化された現行ITERへの設計仕様変更において多大な貢献を行った。平成16年度は、日・EU間でITERのホスト国を巡り誘致合戦が繰り広げられ、外務省も累次の交渉に主体的に参加したが、両者は確実に歩み寄りを始めており、平成17年夏ごろまでにはホスト国が決定する見通し。</p> <p>（平成17年6月、関係六極閣僚級会合においてITERをフランスのカダラッシュに建設することが決定された）</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：平成17年度はサイトが決定される予定であり、今後はITER設立協定交渉、ITERに関連し、今後は、日本で実施される核融合関連プロジェクト（幅広いアプローチ）の法的枠組みの構築などへの対応を検討していく必要がある。）</p>
	理由	<p>特に協定交渉では、他の5極との集中的な交渉を行い短期間に協定案文を確定させる必要があり、協定交渉において主要な責任を有する外務省が主導的に取り組んでいく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	国際宇宙基地（ISS）の活用を通じた科学技術協力の強化	
事業の内容及び必要性	<p>高度約400kmの地球周回軌道上に平和的目的のための常時有人の民生用国際宇宙基地を建設し、宇宙環境を利用した種々の研究を行う計画。国際宇宙基地協力協定の下、日、米、露、加欧15ヶ国の共同プロジェクトとして進められている。</p> <p>ISSにより微小重力環境を活用した科学研究が可能となるが、これは地上で行う研究では代替し得ないものである。このような宇宙基地における研究は、我が国の総合的な科学技術力向上にとっても大きな成果が期待されることから、ISSの早期完成に向けた外交上の施策実施が引き続き不可欠である。</p>	
具体的成果	米国のスペースシャトル事故を契機としたISS計画の見直しにおいて、我が国が不利益を被ることがないよう多数者間調整委員会や宇宙機関長会議での動向を現行の法的枠組みの観点から注視するよう努めた結果、法的枠組みに則った活動が行われた。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：ISS計画の見直しにおいて、我が国が不利益を被ることがないように引き続き注視していくとともに、ISS協力の実施を円滑に行うための必要な法的整備に努める。）</p>
	理由	今後米国スペースシャトルの飛行再開に伴い、ISS計画活動の活発化が期待されることから、より一層他国との協力関係を深めて国際社会の科学技術発展を促進しつつ、我が国の技術力をアピールしていくことで、国際的地位向上に役立てることが可能と考える。

事務事業の評価

事務事業名	国際科学技術センター（ISTC）の活用を通じた科学技術協力の強化	
事業の内容及び必要性	<p>国際社会において、懸念国・テロ組織への、大量破壊兵器・関連技術の拡散防止が喫緊の課題となっている。</p> <p>ISTCでは、ロシア・NIS諸国の大量破壊兵器に関する技術及び専門知識の拡散を防止するため、関連研究者・技術者による、平和目的かつ将来の自立に繋がるプロジェクトの研究・技術開発を支援している。この施策はISTCを通じて関連研究者・技術者に支援を行うもので、上記目的の推進のため直接的影響を与える。</p> <p>引き続きISTCを支援する事で、国際社会の平和と安全の確保、我が国自身の安全確保に効果があり、国際社会への貢献の観点からも重要であると言える。</p>	
具体的成果	平成16年度は、事務局経費の負担及び、プロジェクト経費に対する追加支援を行った。また、コラボレーター、パートナープロジェクトを通じて、関連研究者・技術者の知識・技術、関連施設を活用する事により、我が国の科学技術の発展にも効果がある。	
総合的評価	結果	<p>今のまま継続 拡充強化 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：各国政府が資金を投入するレギュラープロジェクトに加え、民間企業の資金を活用したパートナープロジェクトの活性化に向け継続して支援する。）</p>
	理由	東西冷戦終結時の大量破壊兵器の拡散防止に多大な貢献があったが、ロシア、NIS諸国の研究者・技術者の置かれた研究環境、経済状況は未だ向上しておらず、技術・知識の流出の危険性は依然として高い。従って、軍縮・核不拡散の取組の一つとして、ISTC支援を継続する。

【参考資料】

- 平成16年版 外交青書 第3章 分野別に見た外交 第2節 国際社会の繁栄の実現に向けた取組 5
 科学技術分野の国際協力【総論】【各論】
 日英科学技術協力協定に基づく第5回合同委員会の概要
 I.日・ノルウェー科学技術協力/II.日・ノルウェー科学技術協力協定に基づく第1回合同委員会の概要
 I.日・フィンランド科学技術協力/II.日・フィンランド科学技術協力協定に基づく第3回合同委員会の概要
 I.日・オーストラリア科学技術協力/II.日・オーストラリア科学技術研究開発協力協定に基づく第1回合同委員会の概要
 I.日・スイス科学技術協力/II.第4回日・スイス科学技術ラウンドテーブル
 ITER（国際熱核融合実験炉）計画について
 国際宇宙基地協力計画（ISS計画）について
 国際科学技術センター